あきた農商工応援ファンド運用方法プロポーザル競技募集要領

1 プロポーザル競技の趣旨

あきた農商工応援ファンドの運用益で助成金を交付し支援するため、安全性と一定程度の流動性を確保し、効率的な運用方法を求めるためのプロポーザル競技を行います。

なお、このプロポーザル競技は、資金運用の方法の選定に必要な提案を受けるものであり、提案内容の利率で運用対象商品を購入又は預け入れすることを求めるものではありません。

2 プロポーザル競技の概要

(1) 名称

あきた農商工応援ファンド運用方法プロポーザル競技

(2) 提案の対象 あきた農商工応援ファンド資産の運用方法

(3) 運用額 あきた農商工応援ファンド資産 (26億5千万円) の全額

(4) 運用期間 令和元年8月下旬から令和11年8月下旬までの10年間

(5) 審査方法

別に定める審査基準により審査し、提案を選定する。

なお、提案された金融商品または銘柄の運用額の一部に限って選定すること (※)がある。

(※)額面10億円の提示に対して、買い付けが5億円となるようなケース

3 参加資格

本プロポーザル競技への参加資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29条)第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 秋田県内に店舗を有する金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・証券会社・商工中金)又は秋田県が発行する全国型市場公募債の取扱金融機関として実績のあ

る金融機関であること。

4 主催者及び問い合わせ先

主 催:公益財団法人あきた企業活性化センター

問合せ先:公益財団法人あきた企業活性化センター経営支援部

設備,研究推進課(菊地/井上)

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階 電話018-860-5702 FAX018-860-5612

5 プロポーザル競技の提出内容

提出する企画提案は、あきた農商工応援ファンド資産(26億5千万円)の全額 を運用した場合とする。

提出する企画提案書は、次の書面で構成する。

- (1) 提案書(様式第1号)
- (2) 次の事項を含む提案内容書(様式任意。ただし、A4判用紙縦使用とする。)
 - ① 資金運用の方法について

ア 運用に当たっての基本的な考え方

- イ 資金運用する金融商品又は銘柄
 - (ア) 発行主体又は預入先
 - (イ) 発行日
 - (ウ) 償還日
 - (工) 利金支払日
 - (オ) 令和元年7月12日(金)引値の利回り(債券での運用にあっては、 該当する事項を記載すること。利回り等に幅がある場合はその旨を記載 すること。)
 - A 表面利率 (クーポンレート)
 - B 100円当たりの発行価格、買付価格、償還価格
 - C 令和元年7月12日(金)の「BB引値複利」およびスプレッド(なお、提案日時点でスプレッドが想定できない場合は、直近の発行条件でのスプレッドを適用し、適用した債券名を記載すること。また、提案日時点で想定可能なフロア金利があればそれを明記すること。)
 - (カ) 運用期間中の運用益の計(提案商品にて令和元年8月26日から令和 11年8月24日までの10年間で運用した場合の運用益の計及び計算 式を記入すること。なお、基準日は令和元年7月12日(金)とし、基 準日時点による利率、価格及び運用益計算を提案書に記入(※利率等に 幅がある場合はその旨を記載すること。)すること。また、令和11年8

月24日以前に提案商品の償還日に達した場合は、新たに商品を追加しないものとする。(債券での運用にあっては、クーポン、償還価格、買付価格、所有年限及び購入金額により計算すること。))

(キ) 途中売却・途中解約等の場合の諸条件及び必要経費等

ウその他

- ② 資金運用に伴う手数料等の経費について
 - ア 令和元年8月26日から令和11年8月24日までの10年間で運用した 場合に要する経費の計(次の内訳を明示すること)
 - (ア) 資金運用に伴い発生する経費(口座開設・口座管理費用など)
 - (イ) 質権設定に伴い発生する経費
 - (ウ) 残高証明書発行手数料(年2回)
 - (エ) 利金及び元金の指定口座(秋田銀行県庁支店普通預金口座)への入金 に伴い発生する経費
 - (オ) 上記のほかに運用期間中に要する経費(事務委託手数料など)

イ その他

- ③ 地域産業振興への取り組み(具体的な事例を記載すること。)
 - ア 提案者の現在の県内地域産業振興への取り組み
 - イ あきた農商工応援ファンド運用資金を活用した県内地域産業振興への取り 組みの予定
- (3) 資金運用する金融商品の発行体の格付けを記した書面(国債及び地方債は除く。)

6 運用対象商品の条件

- (1) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券で政府又は地方自治体が保証するものであること。
- (2) 購入予定時期(8月下旬)に、1以上の商品又は銘柄で確実に必要量を購入できること。
- (3) 外国債(債務の設定が日本以外で行われた債券)、外貨預金及び為替リスクのある商品は除く。
- (4) 6カ月間で1回以上の定期的な利払いがあること。
- (5) 固定利付きであること。
- (6) 途中売却・途中解約が可能であること。
- (7) 県および元出資者の質権設定が可能であること。
- (8) 債券の場合、満期一括償還であること。

7 提出先

公益財団法人あきた企業活性化センター経営支援部設備・研究推進課 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階 電話018-860-5702 FAX018-863-5612

8 提出期限等

- (1) 提出期限:令和元年7月17日(水)正午まで(不足書類、記入漏れ等により 再提出する場合も、提出期限内とする。)
- (2) 提出部数:10部 提出方法:持参、郵送(受取履歴が確認できるもの)又は宅配便(受取履歴 が確認できるもの)
- (3) そ の 他:提案内容に関する口頭での説明は認めない(企画提案書に記載すること。)。

9 手続き関係

(1) 参加表明

本競技に参加する者は、参加表明書(様式第3号)を公益財団法人あきた企業活性化センターあて持参又は郵送により令和元年7月8日(月)午後5時(必着)までに提出するものとする。

(2) 質疑

ア 質疑事項は質問書(様式第2号)を用い、公益財団法人あきた企業活性化センターあてに持参又はFAXで提出すること。

イ 質疑の提出は、令和元年7月8日(月)午後5時までとする。

ウ質疑の回答書は、FAXにて各参加者に一斉送信する。

10 審査

- (1) 本プロポーザル競技の審査は、公益財団法人あきた企業活性化センター資金管理委員会(以下「委員会」という。)が行う。
- (2) 委員会は、別に定める審査基準に基づき提案内容を審査し、運用機関の候補者の選定を行い、その結果を理事長に報告する。
- (3) 理事長は、委員会の意見を踏まえ、運用機関の候補者と必要事項について協議し、運用機関を決定する。運用方法・運用機関の決定結果については、各参加者に対し文書で連絡するものとし、公表はしない。

11 失格条件

提出された提案書が次に掲げる条項の一に該当する場合は、失格とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

- (2) 提案書の作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザル 競技に対する援助を直接又は間接に求めた場合

12 費用負担

このプロポーザル競技に要する費用は、すべてプロポーザル競技参加者の負担とする。

13 その他

- (1) 提出された提案書は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、選定及び決定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (3) 主催者は、運用方法・運用機関の選定後、選定された運用機関の提出案に拘束を受けないものとする。